

【ポイント】

- 本6日午後6時からガンパハ警察管区全域に外出禁止令が発出される予定です。
- 引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集、手洗い・手指の消毒、マスクの着用、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）の確保などの感染症対策に努めてください。

【本文】

1 スリランカ当局は、本6日午後6時からガンパハ警察管区全域に外出禁止令を発令する旨を発表しました。同外出禁止令は、追って発表があるまで有効です。なお、これまでに外出禁止令が発出されている地域（注）も引き続き外出禁止令が有効です。

注：ガンパハ警察管区内ミヌワンゴダ（Minuwangoda）、ベヤンゴダ（Veyangoda）及びニゴンボ警察管区内ディビュラピティヤ（Divulapitiya）警察管区。

2 先週末判明した集団感染に起因する感染者は、引き続き新規感染者が確認されており、十分な注意が必要です。当局が発表する最新情報に注意してください。また、スリランカ保健省は更なる感染拡大を防止するため、衛生ガイドラインを遵守するよう協力を求めています。各種ガイドライン等は以下のスリランカ保健省ホームページにてご確認ください。

スリランカ保健省

http://www.health.gov.lk/moh_final/english/

スリランカ保健省（Health Promotion Unit）

<https://hpb.health.gov.lk/en/covid-19>

3 当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続き、定期的な手洗い・手指の消毒を行うとともに、外出時にはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保つなどの感染症対策に努めてください。

【参考】過去の当館からの領事メールや新型コロナウイルス感染症関連情報を確認する場合は、以下のウェブサイトからご利用いただけます。

https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000915.html

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

このメールは、在留届にて届け出のあったメールアドレス及び「たびレジ」登録者に配

信しています。

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国・移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>